

第 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和3年2月17日(水)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上10名

欠席部会委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：柴山担当副主幹 白山：境担当副主幹
美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 7 森 哲也・17 西森 偉統

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第7号 非農地証明願いについて
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	第2回第2農地部会を開会させていただきます。 本日、全員出席ですので、よろしくお願いいたします。 本日、議事録署名者に7番 森 哲也委員、17番 西森 偉統委員、よろしくお願いいたします。 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
事 務 局	それでは、議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から6で、件数は6件、合計面積は田で12,230㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 2ページから5ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から11で、合計件数は11件、合計面積は35,568㎡で、その内訳は田が24,249㎡、畑が11,319㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 6ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。 番号1 一般個人住宅用地 でございます。 以上、件数は1件、合計面積は畑で548㎡でございます。 7ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。 番号1 庭用地 番号2 事務所用地 番号3 駐車場用地 でございます。 以上、件数は3件、合計面積は畑で582㎡でございます。 報告案件は以上です。
議 長	それでは、議案事項に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。 事務局、説明願います。
事 務 局	それでは、議案書の8ページから9ページをお願いいたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 久居、受人 _____、面積 84,640㎡、渡人 _____

__、面積 3,470㎡、申請地 戸木町北川原____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 647㎡。

これにつきましては、受人は、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、面積 45,943㎡、渡人 _____、面積 3,209㎡、申請地 稲葉町中山____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,007㎡ 外1筆、合計面積 3,209㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 石名原、受人 _____、面積 2,999㎡、渡人 _____、面積 1,807㎡、申請地 美杉町石名原中又____、台帳地目・現況地目とも田、面積 126㎡ 外5筆、合計面積 1,807㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 奥津、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 4,108㎡、申請地 美杉町奥津小谷____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 746㎡ 外6筆、合計面積 3,673㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、新規営農するものです。

番号5、地区 奥津、受人 _____、面積 9,938.75㎡、渡人 _____、面積 1,826㎡、申請地 美杉町奥津中垣内____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 267㎡ 外1筆、合計面積 852㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 丹生俣、受人 _____、面積 4,498㎡、渡人 _____、面積 1,328㎡、申請地 美杉町丹生俣庄司____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 69㎡。

これにつきましては、受人は、受人の要望により渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は6件、合計面積は10,257㎡で、その内訳は田が6,373㎡、畑が3,884㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

田口委員 6番 田口です。9日に現地を見てまいりました。地元推進委員、農業委員の諸戸さんと森さんと中野さん、それと私と久居事務局で確認しました。場所は、ちょうど_____のすぐ前です。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
2番、お願ひします。

森委員 7番 森です。諸戸部会長、田口さん、私、中野さん、地元推進委員と現場を見てまいりました。現場は、_____から西へ200mぐらい行ったところでございます。事務局説明のとおりで、何ら問題もないということで、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
3番から6番、お願ひします。

結城委員 18番 結城です。3番から6番まで説明します。9日に、地元推進委員、美杉事務局で現地を確認しました。相続人の_____に農業の意志がないということで、_____に移転をする。受人は四日市に住んでいて、休みの日には来て農業をしたいと。営農の拡大ということでもあります。

4番、これも9日に現地確認をいたしました。中野さん、事務局で現地を確認しました。渡人は、高齢のため、労力もなくなり農業ができなくなり、受人に移転をしたいということでございます。これも新規営農のためということでございます。

それから、5番、これも9日に地元推進委員、事務局で現地を確認しました。渡人は労力が不足のため、受人は営農を拡大するものであり、農地も自宅の近くで便利のよいところであるということで、営農の拡大ということでございます。

それから6番、これも9日に、地元推進委員と事務局で現地を確認しました。渡人は、相手側の要望による移転でございます。受人は、耕作地を取得して営農を拡大したいということでございます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございました。皆さん方からのご意見をお伺ひしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

事務局

10ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____ 外1名、申請地 久居明神町藤山 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 251㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。自家用4台、貸駐車場部分10台分を確保し、付近の市道の拡幅工事完了後の駐車場需要の増加を見込み、借り主を募る計画です。申請地隣地の居宅の建築の際に、申請地も含めて農地転用許可を得たと思ひ込み、転用に至った旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川合、申請者 _____、申請地 一志町片野堂ノ城 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 218㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 倭、申請者 _____、申請地 白山町垣内堀越 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 443㎡。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

申請人は造園業を営んでおり、事業拡大のため、自宅の隣地に資材置場用地を確保するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は912㎡で、その内訳は田が443㎡、畑が469㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

田口委員

6番 田口です。これも先日、9日に見てまいりました。詳細については事務局の説明どおりでございます。場所は、_____の南へ約200mぐらいのところでございます。先ほど事務局の説明ありましたように、駐車場になってましたが、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

2番、お願いします。

前田委員 24番 前田です。2番の川合の物件でございます。2月9日に守山委員、宮本委員と、それから地元推進委員の中で現地を確認いたしました。先ほど事務局から説明ありましたように、一般個人住宅用地に用途を変えるということでございます。何ら問題がないと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
3番、お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。9日に、西森、中谷両委員と地元推進委員、それと白山の事務局で確認をしてまいりました。場所は、国道165号線、_____へ分かれていくところから西へ200mぐらいのところですか。事務局の説明どおり、_____を営んでいるすぐ隣、西側の土地に資材置場として用地を増やすということですので、何ら問題はないかと思っております。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
それでは、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っております。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。
事務局、説明をお願いします。

事務局 11ページから16ページをお願いします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
今回、栗葉地区において、同一の譲受人による申請が多数あることから、まとめて説明させていただく案件がございます。番号が前後する場合がありますが、ご了承ください。
それでは、所有権移転についてご説明いたします。

番号1、地区 久居、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 新家町浜井場_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 558㎡ 外1筆、合計面積 1,510㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。
申請地周辺は太陽光施設用地となっており、その工事やメンテナンス等の管

理のための共用駐車場用地とする計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____ 外3名、申請地 新家町浜井場 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 323㎡ 外4筆、合計面積 1,941㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、514.36㎡、共用道路の設置面積を確保することから、パネルの設置率は、転用面積の30.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町藤山 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 1,111㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地、倉庫用地とするものです。

申請地については、渡人が令和2年6月に相続したもので、倉庫は昭和43年頃、太陽光発電施設は平成28年ごろ転用に至った旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

太陽光発電施設については、平成27年12月17日付で、一部面積である677㎡の転用と賃借権の設定の許可がなされております。

パネル設置面積は、379.50㎡、倉庫用地があることから、パネルの設置率は、転用面積の38.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 久居相川町硯石 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 19㎡ 外2筆、合計面積 1,047㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、484.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号5から番号46までの栗葉地区についてご説明いたします。

全ての申請において、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするもので、農地区分は全て第2種農地と判断されます。

それでは、番号5から番号8及び次のページ番号11から番号13について、まとめてご説明いたします。

番号5、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 庄田町上出 _____、面積 135㎡。

番号6、受人 _____、渡人 _____、申請地は同じく _____、面積 115㎡。

番号7、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地は同じく _____、面積 278 m²。

番号8、受人 _____、渡人 _____、申請地は同じく _____、面積 138 m²。

番号11、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地は同じく _____、面積 62 m² 外1筆、合計面積 197 m²。

番号12、受人 _____、渡人 _____、申請地は同じく _____、面積 76 m²。

番号13、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地は同じく _____、面積 155 m²。

以上7件、合計8筆の申請地を一体利用する計画です。台帳地目・現況地目は全て畑になります。

パネル設置面積は、897.20 m²、パネルの設置率は、転用面積の82.0%になります。

番号9、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 103 m²。

パネル設置面積は、60.12 m²、パネルの設置率は、転用面積の58.4%になります。

番号10、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 175 m²。

パネル設置面積は、133.60 m²、パネルの設置率は、転用面積の76.4%になります。

番号14、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 219 m²。

パネル設置面積は、133.60 m²、パネルの設置率は、転用面積の61.0%になります。

番号15、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 127 m²。

パネル設置面積は、88.51 m²、パネルの設置率は、転用面積の69.7%になります。

番号16、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 317 m²。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.2%になります。

続きまして、番号17から番号19、番号23と番号26について、まとめてご説明いたします。

番号17、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 庄田町上出 _____、面積 386㎡。

番号18、受人 _____、渡人 _____、申請地は同じく _____、面積 82㎡。

番号19、受人 _____、渡人 _____、申請地は同じく _____、面積 357㎡。

番号23、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地は同じく _____、面積 472㎡ 外1筆、合計面積 481.91㎡。

番号26、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地は同じく _____、面積 82㎡。

以上5件、合計6筆の申請地を、次の議案第4号でご審議いただく申請地も含めて一体利用する計画です。台帳地目・現況地目は全て畑になります。

パネル設置面積は、935.20㎡、パネルの設置率は、転用面積の60.4%になります。

番号20、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 297㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.0%になります。

番号21、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 297㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.0%になります。

番号22、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 79㎡ 外1筆、合計面積 293㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.6%になります。

番号24、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 267㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の50.0%になります。

番号25、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町上出_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積 251㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.3%
になります。

番号27、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____
____、申請地 庄田町上出_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積 261㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の51.2%
になります。

番号28、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____
____、申請地 庄田町沓掛_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積 294㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.5%
になります。

番号29、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____
____、申請地 庄田町沓掛_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積 386㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の34.7%
になります。

番号30、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町沓掛_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積 320㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.8%
になります。

番号31、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町沓掛_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積 274㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.8%
になります。

番号32、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町貝下_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積 161㎡。

一体利用地を含めてのパネル設置面積は、267.20㎡、パネルの設置率
は、転用面積の42.3%になります。

番号33、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町貝下_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積 452㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネル自体の影回避のため、パネルの
間隔を確保することから、パネルの設置率は、転用面積の29.6%になりま
す。

番号34、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町貝下_____
_____、

台帳地目・現況地目とも畑、面積 426㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネル自体の影回避のため、パネルの間隔を確保することから、パネルの設置率は、転用面積の31.4%になります。

番号35、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町貝下 _____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積 393㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネル自体の影回避のため、パネルの間隔を確保することから、パネルの設置率は、転用面積の34.0%になります。

番号36、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町大沢 _____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積 409㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、不整形地であるため、パネルの設置率は、転用面積の32.7%になります。

番号37、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町大沢 _____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積 257㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の52.0%になります。

番号38、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町大沢 _____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積 294㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.5%になります。

番号39、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____
、申請地 庄田町大沢 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 647㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、進入路を確保するため、パネルの設置率は、転用面積の23.6%になります。

続きまして、番号40と番号41について、まとめてご説明いたします。

番号40、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町大沢 _____、
面積 773㎡。

番号41、受人 _____、渡人 _____、申請地は同じく _____、
面積 16㎡。

以上2件、合計2筆の申請地を一体利用する計画です。台帳地目・現況地目は全て畑になります。

パネル設置面積は、267.20㎡、メンテナンス用資材置場を確保するため、パネルの設置率は、転用面積の36.2%になります。

番号42、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町大沢 _____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積 373㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.0%になります。

番号43、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町大沢 _____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積 271㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の49.3%
になります。

番号44、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町大沢 _____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積 461㎡ 外1筆、合計面積470.24㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、不整形地であるため、パネルの設置率は、
転用面積の28.5%になります。

番号45、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町大沢 _____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積 473㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネル自体の影回避のため、パネルの
間隔を確保することから、パネルの設置率は、転用面積の28.3%になりま
す。

番号46、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町大沢 _____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積 542㎡。

パネル設置面積は、133.60㎡、パネル自体の影回避のため、パネルの
間隔を確保することから、パネルの設置率は、24.7%になります。

以上、栗葉地区42件、全ての申請において、受人は、渡人から申請地を譲
り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするもので、農地区分は全て第2種農
地と判断されます。

番号47、地区 波瀬、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町波瀬下之世古 _____、台帳地目・現況地目
とも畑、面積 899㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、336.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.6%
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号48、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町
小山鳥居ノ本 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 6.99㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置
場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号49、地区 川合、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外2名、申請地 一志町八太欠ノ下 _____、台帳地目・現

況地目とも畑、面積 380㎡ 外3筆、合計面積 1,162㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、722.45㎡、パネルの設置率は、転用面積の62.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号50、地区 川口、受人 一般社団法人 _____ 代表理事 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 白山町川口大角_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 268㎡ 外3筆、合計面積 1,083㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、608.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号51、地区 川口、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 白山町川口大角_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 320㎡ 外1筆、合計面積 613㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、507.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の82.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号52、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口杉ヶ瀬_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 178㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を庭用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号53、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町二本木閑城_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 244㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

受人は、建設業を営んでおり、既存の資材置場が手狭になったことから、自宅からほど近い申請地を新たに資材置場として確保する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号54、地区 倭、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町佐田奥垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 29㎡ 外2筆、合計面積 223㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入路用地、庭用地、住宅敷地用地とするものです。

以前より申請地全体を現状どおり住宅敷地等として利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号55、地区 八知、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 美杉町八知下峯郷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 33㎡ 外2筆、合計面積 488㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、280.36㎡、パネルの設置率は、転用面積の57.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号56、地区 八知、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 美杉町八知魚切 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 363㎡ 外1筆、合計面積 1,338㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、528.12㎡、安全確保のため、鉄道の線路側の境界付近のパネル設置を回避するため、パネルの設置率は、転用面積の39.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号57、地区 八知、受人 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 美杉町八知下峯郷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 409㎡ 外2筆、合計面積 1,129㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、528.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号58、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知峯郷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,008㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、482.48㎡、パネルの設置率は、転用面積の47.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号59、地区 八知、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知下峯郷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,044㎡ 外1筆、合計面積 1,143㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、397.72㎡、通路確保のため、パネルの設置率は、転用面積の34.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号60、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知川原田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 938㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、456.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号61、地区 八知、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知的場_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,157㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、528.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号62、地区 川上、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町川上竹田_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 353㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を庭用地、進入路用地、駐車場用地、建物敷地用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は62件、合計面積は29,893.14㎡で、その内訳は田が3,976.23㎡、畑が25,916.91㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番から4番まで、お願いします。

田口委員

6番 田口です。9日に現場を見てまいりました。

1番については、太陽光の駐車場ということで、2番が太陽光の施設でございます。これも9日の午後に、会長はじめ部会長、事務局、それから地元推進委員、そして私と、そして業者と。事務局の説明通りでございます。

3番も9日に、諸戸さんをはじめ中野さん、森さん、地元推進委員で見てまいりました。これは、もう太陽光が出来上がっているということですので、始末書も出ているところでございます。場所は、_____から南へ約200mぐらいのところでございます。

4番ですけれども、これも場所がちょっと離れてるだけで、場所も_____で今のところでございます。これは_____のところからずっと東へ行って、_____のちょうど300mぐらい行ったところでございます。これも何ら問題

ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
ちょっと長いですが、5番から46番まで。

森委員 7番 森です。8日に、諸戸部会長、農業委員の田口さん、中野さん、私、地元推進委員、久居事務局、業者とで8日に現場を見てまいりました。
まず、5番から27番まで、皆、隣地ですもので一括でご説明します。現場のほうは、以前から太陽光が増えておりました国道165号線、_____から東側のほうの畑で、以前から太陽光が増えている場所でございます。その周りの隣地で太陽光が増えております。これも事務局の説明のとおりでございます。
それから、28番から31番。これは同じ日に現地を見てまいりました。この現場は、_____の西側の地域でございます。事務局の説明のとおりでございます。
それと、32番から35番。_____の東側500mぐらい行ったところでございます。こちらのほうも徐々に太陽光が増えてきている場所でございます。事務局の説明のとおりでございます。
36番から46番。こちらは、_____の西側へ500mぐらいのところでございます。こちらも徐々に太陽光が増えてきている場所でございます。事務局説明のとおりでございます。
この業者の場合、チラシをまいて、そのチラシの問合せがあったところへ営業に行ったところ、隣も隣もという形でだんだん増えていった訳です。事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
47番お願ひします。

宮本委員 14番 宮本です。9日に私と前田さんと、それから地元推進委員、一志事務局で確認しました、在所の真ん中でした。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
48、49。

前田委員 24番 前田です。まず、48番です。この物件につきましては、資材置場ということで、先ほど事務局から説明あったとおり、2月9日に、宮本委員、それから守山会長、そしてあと、地元推進委員で現地を確認しました。何ら問題ないかと思ひます。
それから、49番につきましては、1,000㎡以上ということで、諸戸部会長がそこへ合流していただきまして現場を確認していただきました。説明のとおり、太陽光発電の施設用地ということで何ら問題ないかと思ひます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
50番から54番、お願ひします。

中谷委員 16番 中谷です。50番と51番は家を挟んで両側ですので、一緒に説明をさせていただきます。

9日に、西森、中谷両委員と地元推進委員と白山事務局で現地を見てまいりました。場所は、_____の東側100mから150mぐらいの間です。茶畑になっておりましたが_____、この辺り、ほとんどが太陽光に変わってきておまして、とうとうここもかという形で太陽光になるようです。

52番ですけれども、_____から東に2kmぐらいでしょうか。建設会社の事務所から見ると北西200mほどのところですが、宅地と民家とその続きの畑とを買われたんですけれども、その畑の一部を庭園にしようということで申請が出ています。何ら問題はないかと思えます。

53番ですけれども、これも同じく9日に、西森、中谷両委員と地元推進委員、白山の事務局で確認をしました。場所は、_____から南へおよそ5、600mのところ_____のほうへ曲がる交差点があるんですけども、そこから西のほうへ200mほど入った在所の中です。以前はゲートボール場になっておまして、今は何もない更地になっておりました。資材置場ということで何ら問題はないかと思えます。

54番ですけれども、これも9日に西森、中谷両委員と地元推進委員、それと白山の事務局とで確認をしてまいりました。場所は、_____の西から_____のほうへ出る道があるんですけども、近鉄線をくぐって150mぐらい北のほうへ行ったところですが、私が行ったときは建物が壊されており、工事に入っていたような感じではありましたが、申請地を住宅地、その他進入路用地、庭とすることで工事を進められてました。特に問題はないかと思えますので、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
それでは、55番から62番まで。

結城委員 18番 結城です。55番から62番までありますが、62番はちょっと詳細が違うので、61番までは一括で説明をします。

9日に、地元推進委員と事務局で確認をいたしました。渡人から受人に所有権移転をして、太陽光発電施設を設置したいと。ずっと見たら事業者が皆違うんですが、詳細は皆同じであるので、ずっと62番まで飛ばします。

62番、これは地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。受人は、このたび隣地の宅地建物、山林を購入いたしました。そのため一体化利用をしている庭園、進入路、駐車場、一部の建物の敷地となっている当該申請地と一緒に購入をしたと。渡人は遠方に住まいしているので管理が困難なため、譲渡すると。駐車場台数は申請地においては申請人の1台の車を予定していると。写真、始末書は添付されておるといふことですので、よろしくお願ひします。

私からは以上です。

議長 ありがとうございます。
地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見がありましたらお願ひします。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。 引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	17ページをお願いします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 榊原、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 榊原町岡 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 427㎡ 外1筆、合計面積 902㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、474.70㎡、パネルの設置率は、転用面積の52.7%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件、合計面積は畑で902㎡でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
議 長	ありがとうございました。 説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
森 委 員	7番 森です。2月9日に、諸戸部会長と農業委員の田口さん、中野さん、私、地元推進委員で行ってまいりました。事務局説明のとおりで問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございます。 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見がありましたらお願いします。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>引き続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>18ページをお願いします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。</p> <p>番号1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 112㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に21年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>内容につきましては、先ほど、ご審議いただきました議案第3号（所有権移転）、番号17から番号19及び番号23と番号26の申請地と一体利用する計画です。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は畑で112㎡でございます。</p> <p>この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。</p>
森 委 員	<p>7番 森です。2月8日に現地調査に行っていました。諸戸部会長と農業委員の田口さん、中野さん、私、地元推進委員で行きました。この現場は、先ほど説明しました太陽光地帯の中にある一角でございます。事務局説明どおりで問題はないと思いますので、よろしく願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見がありましたら。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議 長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>19ページをお願いします。</p>

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
でございます。

番号1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 稲葉町稲
葉山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 311㎡のうち273.9
5㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借を設定し、
申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川合、借人 _____、貸人 _____、申請地 一志町其
村町畑 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 225㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申
請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は畑で498.95㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意
見をお伺いします。1番、お願いします。

森 委員 7番 森です。2月9日に現地調査に行ってみりました。諸戸部会長と農
業委員の田口さん、私、中野さん、地元推進委員と行ってまいりました。現場
のほうは、_____から南へ200mぐらい行ったところでございます。団地
の北側の下のほうの土地でございます。事務局説明のとおりで問題はないと思
いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

2番、お願いします。

前田委員 24番 前田です。2月9日、宮本委員、それから地元推進委員と現地を確
認いたしました。先ほど説明あった事務局のとおりでございます。何ら問題な
かったと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号につい
て、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第7号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>20ページをご覧ください。</p> <p>議案第7号 非農地証明願について、でございます。</p> <p>番号1、地区 栗葉、願出者 _____、申請地 庄田町谷口 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地・雑種地、面積 991㎡。</p> <p>これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、申請地に昭和48年から宅地及び進入路として利用し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。</p> <p>番号2、地区 栗葉、願出者 _____ 外4名、申請地 庄田町谷口 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 36㎡。</p> <p>これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、申請地に昭和47年から進入路として利用し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。</p> <p>以上、件数は2件、面積は畑で1,027㎡でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、説明がありましたが、地元委員のご意見をお聞きしたいと思います。</p>
森 委 員	<p>7番 森です。1番と2番は隣地ですので一緒に説明させていただきます。</p> <p>2月9日に、諸戸部会長、農業委員の田口さん、中野さん、私と地元推進委員で行ってまいりました。現場のほうは、転用許可申請が出された隣の土地でございます。事務局の説明のとおりで問題ないと思いますので、よろしく願います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>地元委員の説明がございましたが、皆さんからのご意見をお伺いします。</p>
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することに決定したいと思います。

それでは次に、別冊でお配りいたしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で29,431㎡、畑の使用貸借で1,900㎡、契約件数は17件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で83,391.50㎡、畑の使用貸借で5,128㎡、契約件数は38件でございます。

白山地区につきましては、契約はございません。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で486㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて113,308.50㎡、畑の集積が、使用貸借で7,028㎡、合計契約件数は56件、合計面積は120,336.50㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区8件、一志地区20件で合計28件、合計面積は63,474.5㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で50%、面積で52.8%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

説明が終わりましたが、今回の案件のうち、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、先にご審議をお願いします。

整理番号50 外1件についてです。

_____委員、一時退室願います。

< 退 室 >

議長 それでは、この2件について、皆さん、いかがでしょうか。よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長	それでは、意見もないようですので、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。 入室をお願いします。 < 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いいたします。皆さん、どうでしょう。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。 以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。 これをもちまして、第2回第2農地部会を閉会します。
	午後3時16分

上記は、第2回第2農地部会の議事を録したものである。

令和3年2月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____